

# 平成30年第6回(12月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成30年12月13日(木曜日)

## 本日の会議に付した事件

平成30年12月13日 午前9時00分開議

- |        |                            |   |
|--------|----------------------------|---|
| 日程第1   | 議案第 64号                    | 川南町選挙公報の発行に関する条例を定めるについて                                  |
| 日程第2   | 議案第 65号                    | 川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについて |
| 日程第3   | 議案第 66号                    | 川南町税条例等の一部改正について  |
| 日程第4   | 議案第 67号                    | 川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第5   | 議案第 68号                    | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について                                     |
| 日程第6   | 議案第 69号                    | 川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について                            |
| 日程第7   | 議案第 70号                    | 平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)                                    |
| 日程第8   | 議案第 71号                    | 平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)                            |
| 日程第9   | 議案第 72号                    | 平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)                            |
| 日程第10  | 議案第 73号                    | 平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)                            |
| 日程第11  | 議案第 74号                    | 平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)                               |
| 日程第12  | 議案第 75号                    | 平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)                                |
| 日程第13  | 議案第 76号                    | 平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)                             |
| 日程第14  | 議案第 77号                    | 平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)                        |
| 日程第15  | 議案第 78号                    | 平成30年度川南町一般会計補正予算(第7号)                                    |
| 日程第16  | 同意第 2号                     | 教育長の任命について  |
| 日程第17  | 陳情第 6号                     | 介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情         |
| 追加日程第1 | 発議第 1号                     | 介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書                        |
| 日程第18  | 議員派遣の件について                 |   |
| 日程第19  | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について |   |
| 日程第20  | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件       |   |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 山口 武志 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	.....日高 昭彦 君	副町長	.....清藤 荘八 君
教育長	.....木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	.....岩切 拓也 君
総務課長	.....押川 義光 君	まちづくり課長	.....米田 政彦 君
産業推進課長	.....山本 博 君	農地課長	.....新倉 好雄 君
建設課長	.....大山 幸男 君	環境水道課長	.....篠原 浩 君
町民健康課長	.....橋口 幹夫 君	教育課長	.....大塚 祥一 君
福祉課長	.....三角 博志 君	税務課長	.....日高 裕嗣 君
代表監査委員	.....谷村 裕二 君		

---

午前9時00分開議

**○議長（川上 昇君）** おはようございます。これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。  
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

-----  
午前10時10分再開

**○議長（川上 昇君）** 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。日程第1、議案第64号川南町選挙公報の発行に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第65号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについて、日程第3、議案第66号川南町税条例等の一部改正について、日程第4、議案第67号川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第68号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第6、議案第69号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について、以上、6議案を一括議題とします。

本6議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**○総務厚生常任委員長（蓑原 敏朗君）** 12月10日の本会議において、総務厚生常任委員会に付託されておりました議案第64号、65号、66号、67号、68号について、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第64号川南町選挙公報の発行に関する条例を定めるについてですが、町長及び町議会議員選挙に際し、立候補者の政見等を掲載した選挙公報を発行し、立候補者を町民にお知らせし、投票率の向上に役立てようとするものです。なお、掲載内容は立候補者の申請原文とし、希望者のみの掲載となります。新聞等を利用し配布いたします。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第65号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについてですが、平成29年7月、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律改正により、条件を満たす事業者には固定資産税が免除されることとなったため、町の条例を定めるものです。現在町内には該当事業者はいませんが、固定資産税免除により本町の減収が発生した場合は交付税措置され

ることとなっています。なお、受付窓口は本町では産業推進課になります。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第 66 号川南町税条例等の一部改正についてですが、地方税法の改正に伴い地方税の特例は地方税法の範囲内で地方の自主的判断に委ねられることとなったための税条例改正で、固定資産税に係るものです。現段階での実務には影響は生じていません。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第 67 号、川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正についてですが、現条例では災害被害を受けた時期によっては減免期間が短期、または受けられないこともあるため、町税免除期間を概ね十二月とするものです。また申請期間も 30 日以内を二月以内に延長します。減免災害に該当するかどうか相談していただければ税務課の方で調査し該当案件には申請指導するとのこと。町民への周知徹底を求め、全員賛成で可決です。

議案第 68 号川南町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、6月に条例改正した際に均等割額の免除額の変更を失念していたために今回訂正するものです。免除する割合については既に定められており、実害は発生していないものの初歩的なミスで、あってはならないことで、猛烈な反省を求める意見が出されたことを付します。全員賛成で可決です。

以上、報告いたします。

**○議長(川上 昇君)** 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**○文教産業常任委員長(中村 昭人君)** それでは、文教産業常任委員会に付託されました議案第 69 号について報告いたします。

議案第 69 号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定については、今年度で指定が終了することに伴い、新たに指定管理者を指定するものです。現地説明会には 3 団体が参加し、提案書を提出したのは 1 団体のみ。選定委員会においては現在の管理者であります株式会社図書館流通センターを選定しました。委員会において担当課からは、指定管理に移行する平成 25 年度と比べ図書の貸出が現在までに 63%増加し、管理料も 600 万円ほど削減できているなど、管理者としての適格性について説明がありましたが、委員から、今年度になって取りやめになった自主事業があったが、文化ホール運営委員会も開かれずに封書一枚での意見を求めるものだった。本当に適任なのか、図書館とホールの運営は分けた方がいいのではとの質問が上がりました。担当課は、協定書では自主事業を 200 万円程度の予算で年間 3 本行うようにしている。今まではそれ以上の事業を行っていたようだ。また、無料でできていた事業が今年度から経費がかかるなど、それぞれに要因があったようである。担当課としては運営委員会を開催しないのかなど確認はしていたが、結果、そのような連絡方法になっていたとの説明でありました。他の委員からも指導を行うよう意見が出されました。討論はなく採決の結果、賛成多数で可決しました。

**○議長(川上 昇君)** 以上で委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議員(児玉 助壽君)** この、自主事業を取りやめたということではありますが、当然自主事業を取りやめるに当たって文化ホール運営委員会があるわけでありましたが、それに諮らんといかんと思うわけでありますが、担当課としては運営委員会を開催しないのかと確認したというこっちゃんが、確認したらこの運営委員会を開くごつせんないかんと思うっちゃけどん、たぶんこの事業を取りやめるに至っては当然運営委員会の委員の人には、運営委員会が開かれた場合は日当が払われると思われるので、たぶんこれは条例若しくは規則があると思うわけですが、そういう点からみると、これは規則とか条例に違反した指定管理者がよ、適格とする根拠がないっちゃけどん、鵜呑みする根拠はなんじゃろかい。そしてこの、運営委員会を開催しなかった教育委員会は運営委員会を開くような指導はあったとか、ねえとかを伺います。

**○文教産業常任委員長(中村 昭人君)** ただ今の質問ですが、委員会においてもですね、その点は一番議論になったところではありますが、協定書の中身、そういったものまで委員会で求めてはおりませんで、協定書の中身で運営委員会を開く、開かないがあったかどうかは、委員会としては尋ねておりませんので、そこは分かりかねます。ただ、200万円程度で年間3本行うようにという中ではクリアしておりますし、指定管理者に運営を委託している部分での運営委員会が開かれる、開かれていないという部分に関しては、運営委員会側でしっかりと協議をし、そこに対して指定管理を出している行政側からもしっかりとした指導なり、助言を行ってほしいということは他の委員からもありましたので、そこはしっかり改善をしていただきたいという点というものは共通しているかと思えます。

**○議員(児玉 助壽君)** 金額、お金の問題ではないとよね、規則は規則として守らんかったら、おそろくいかんと思うっちゃけど、そのための運営委員会じゃっちゃかいよ。この事業を見直すに当たっては運営委員会の協議にかけんな事業を取りやめることは、おそろくでけんと思うっちゃけどん、そんげないい加減な委員会じゃったら廃止した方がええち思うっちゃけどん、なぜ担当課は運営委員会を開催するような指導はせんかったと。これをみると、適格者と委員会がなんで認めたのか分からんけどんよ、やっぱ、規則は規則じゃかい守ってもらわんな、補助金を町が、お金出しとっちゃかいよ、委託費を、3億6000万円ですか、5年で。年間7000万円くらい出しおつとに、そういう規則を守らん管理者は、適格とは思わんけどんね。これは適格と認めたのは、その担当課であって、委員会は適格者と認めた根拠は何ですか。

**○文教産業常任委員長(中村 昭人君)** 現在の図書館流通センターを指定に選んだという根拠に関してのものを、我々としては、委員会としては、そこまでの質問ということはございませんでした。ただ、先ほどからあります、運営委員会を開かれていない、事業を取り

やめになっているというのは、確かに指導があるべき点だとは委員会の中で出ましたが、ただ、過去の運営においての実績や貸し出し、そして、子どもから大人までよりよい親しみある図書館になっている、そういうことはですね、実績としては、我々として、委員会の中でも評価はしております。

ただ、そういった事業が取りやめになったとかですね、様々な要因がそこにはあるかと思いますが、そこは改善するべきところはですね、しっかりと改善をしてほしいという我々の意見でございます。その他の、図書館の運営に関してもしっかりと我々も、委員会の中でも、評価する点もありましたので、そのことについては付しておきます。

**○議員(児玉 助壽君)** 今まではそれでしおったかもしれんけどん、こういうのを認めおったら、これから5年に、これでええっちゃなあとというやり方しおったらよ、今まで通りにはいかんち思うっちゃけんどんよ、やっぱここへんは、しっかり審議してもらわんなよ、年間7000万円も払いおっちゃかいよ、今までええしても、もう5年目にはこういうことしとるわけじゃがね、今までの4年間はちゃんと運営委員会で審議して運営しおったとんよ、5年目なこんななったらよ、6年目7年目はこれより悪くなるかもしれんよ。ま、これ以上言いません。

**○議長(川上 昇君)** ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という声あり〕

**○議長(川上 昇君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第64号川南町選挙公報の発行に関する条例を定めるについて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御意義ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第64号川南町選挙公報の発行に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固

定資産税の課税免除に関する条例を定めるについて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 65 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 65 号川南町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 66 号川南町税条例等の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 66 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 66 号川南町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 67 号川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 67 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 67 号川南町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 68 号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 68 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 68 号川南町国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 69 号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（三原 明美君）** 議案第 69 号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について、反対の立場から討論いたします。

川南町民の税金で建てられた文化ホールをなぜ図書館向け書籍販売、図書館管理業務の受託などを行っている企業、本社が東京の、株式会社図書館流通センターに委託しなければならないのでしょうか。委託とは、利益を生まなければならないこと。その利益が、サービス低下に繋がっていくのではないかと思います。強いて言えば、住民の福祉向上の低下に繋がっていきます。現に、平成 30 年度自主事業計画にあった演劇ワークショップが、空調関係に不都合があり、経費が加算したとの理由で中止。この事業は、子ども達に演劇の楽しみを教えるとともに、自分自身の表現力を養うという企画で、川南町在住の舞台俳優である演出家の方が指導され、10 月から事業を開始するはずだったのに、その方には何の相談もなく突然なくなったのです。子ども達も楽しみにしていたのに残念です。この事業は、昨年もやった人気の事業で、ある子どもは、ひっこみ思案だったのに、このワークショップに参加するようになって学校でも積極的に活動するようになり、親御さんが大変喜ばれていました。

また、来年の 3 月予定の自主事業「アート遠足」、宮崎大学との費用の折り返いがつかないことと、施設維持予算の増大も考慮し、今年度は、これもまた中止。このアート遠足と

は、学校行事の遠足のスケジュールに芸術鑑賞の機会を設け、子ども達の芸術体験に資するとともに、芸術への関心を高め、文化ホールに慣れ親しんでもらう、宮崎大学との包括連携協定の一環として実施するものでした。因みに昨年は川南小学校と山本小学校の児童523名が参加しています。どちらも子ども達を中心にした事業、川南町の子ども達から学ぶ機会をなぜ取り上げるのでしょうか。今年度の事業計画には、しっかりと上がっていたのにあっさり切られてしまいました。川南町の文化ホールなのに、川南町民の文化ホールなのに、川南の大事な子ども達のためだったのに、残念でたまりません。

私は、川南町文化ホール運営委員ですが、この二つの事業を取りやめることを紙切れ一枚で意見を求められました。最初のワークショップの中止のとき、事業計画に上がっているものを取りやめるときは、きちんと説明を運営委員会を開きするべきと言ったにもかかわらず、またもやアート遠足中止のときも紙切れ一枚、自主事業には予算が200万円付いていたはずですが。この予算は一体何に使われたのでしょうか。その説明も運営委員にはなし。運営委員の意見など無視。図書館流通センターにとって運営委員はお飾りですか。これでいいのでしょうか。そもそも自主事業のための予算なのに、なぜ空調関係の不都合、施設維持予算の増大が中止の理由になるのでしょうか。おかしくありませんか。こういう企業に5年間も任せていいのですか。図書館流通センターで大丈夫だと思いますか。川南町文化ホールは川南町民のためのものです。川南町の施設は、川南町で運営すべきですが、委託するのであればもっと話し合いのできる、歩み寄ってくれる、川南町民の気持ちを理解しようとしてくれる業者設定をすべきではないでしょうか。よって私は、第69号は反対です。議員の皆様、賛同をお願いします。

**○議長(川上 昇君)** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第69号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

従って、議案第69号川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第70号平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)、日程第8、議案第71号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第9、議

案第72号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、日程第10、議案第73号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第11、議案第74号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第12、議案第75号平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)、日程第13、議案第76号平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第14、議案第77号平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第15、議案第78号平成30年度川南町一般会計補正予算(第7号)、以上、9議案を一括議題とします。

本9議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**○総務厚生常任委員長(荻原 敏朗君)** 総務厚生常任委員会に付託されておりました議案第70号、第71号、第75号、第76号及び第78号につきまして、審査の経過と結果につきまして報告いたします。議案第70号平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)ですが、総務課歳入は確定による地方特例交付金400万4000円、事業関連での国庫支出金2634万6000円、災害に関連しての町債4020万円の計上です。歳出は高鍋高校ラグビー部の全国大会出場に10万円、財政調整基金へ5965万2000円、返還金700万円で返還金は総務課で一括管理していますが主なものは福祉関係で次年度からは各課で計上するとのことです。また町全体に係る改元システム改修委託料として61万8000円が計上されています。まちづくり課関連歳出は定住促進のための持家取得補助に1475万円(36件)、通勤助成に17万8000円(4件)を追加するものです。税務課歳入については個人町民税が見込みにより5100万円増額、法人町民税が実績及び見込みにより5000万円の増額、固定資産税は太陽光発電施設の経年による償却資産分の減により310万3000円の減額、軽自動車税は台数は増えてはいませんが、課税方式の変更により230万円の増となっています。歳出は選挙管理委員会から借用しておりましたが、税務課専用に卓上封筒機を購入28万9000円、共通納税システム委託が平成31年度分に先送りされた分が190万1000円の減額、確定申告用パソコンの改元対策費用4万8000円となっています。町民健康課ですが、歳入はなく歳出のみで、後期高齢者医療特別会計繰出金9万5000円、共通経費負担金3,000円、保健センター健康管理システム元号改正改修委託料36万3000円、宮崎市夜間急病センター運営補助金35万3000円、成人麻しん風しん予防接種委託料78万4000円となっています。なお、夜間急病センター受診実績は144人、麻しん風しん予防接種は80人を見込んでいます。最後に福祉課ですが、歳入は補装具費として国庫負担金100万円、県負担金50万円を計上しています。歳出では、総合福祉センター実施設計委託料を1412万2000円減額し、残額の7000万円を繰越明許費として追加、介護保険事業特別会計へ5万8000円繰り出し、故障による中央

保育所1部屋のエアコン設置に41万7000円が計上されています。

審査の過程において、総務課関連では高校ラグビーだけでなく他の件についても配慮が必要、特に本町の基幹産業である農業関連大会参加にも考慮が必要であるとの意見が出されました。福祉課総合福祉センター実施設計委託に関して査定も含めて当初の予算計上が杜撰ではないか、年度途中で繰越明許するのなら当初から複数年度にまたがる提案もあったのではないかという意見が出され、堅実、計画的な予算執行を求める意見がありました。提案理由についてももっと丁寧、詳細な説明があるべきとの意見も出されました。また、過去のいくつかの町の建築物に雨漏りがみられ、未だに補修が行われており、今回は絶対に雨漏りのしない設計をとという強い要望がありました。採決の結果、以上の意見を付して全員賛成で可決と決定しました。

議案第71号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)ですが、歳入は普通交付金2204万1000円、歳出はこれまでの実績とこれからの見込みにより、療養給付費を一般被保険者給付費負担金6027万3000円を追加、退職者被保険者給付費負担金5000万円減額、高額療養費については一般被保険者負担金2076万8000円追加、退職者被保険者負担金900万円減額計上です。なお、退職被保険者については、平成27年3月の広域化より対象者が118人から21人と大きく減っていることによるものです。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第75号平成30年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)ですが、歳出は家族介護継続支援事業扶助費を30万円計上し、それに伴い歳入を国、県、町費を見込んでいます。なお、高額介護サービス負担金は不足が見込まれ、居宅介護サービス給付費に余裕があるため組み替えるものです。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第76号平成30年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)ですが、歳入歳出9万5000円の追加です。歳入は一般会計からの繰入れ、歳出は広域連合へのファイル転送システムの改修委託料です。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第78号平成30年度川南町一般会計補正予算(第7号)ですが、総務厚生常任委員会に審査付託された部分は、歳入では災害関連で、財政調整基金からの歳入3534万8000円と歳出で財政調整基金積立金5965万2000円の減額です。先の70号補正予算で提案した金額を同日提案の78号補正予算で減額するという理解しがたい前代未聞の予算といえます。委員会説明では78号提案補正予算が70号補正予算提案に間に合うはずであったが、結果的に分かりにくい予算で申し訳ないとのことであるが、もっと課間の連携を密にし、計画的な予算編成を求める意見を付して全員賛成で可決です。以上、報告を終わります。

**○議長(川上 昇君)** 次に、文教厚生常任委員長長の報告を求めます。

**○文教厚生常任委員長(中村 昭人君)** 議案第70号平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出それぞれ1億8552万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ105億7870万6000円とするものです。まずは農地課関連です。歳入の11款1項2目1節の農林水産業施設災害復旧費分担金110万円は、台風24号により被害を受けた農業用施設及び農地災害復旧工事に係る所有者及び管理者の分担金です。用水路は事業費の10%、農地の所有者が20%です。歳出の11款1項1目15節の工事請負費2200万円は、台風により被害を受けた農業用排水路3件分です。地区は井手ノ上が用水路、東平下が用水路、大猪ノ久保が排水路です。これは現場にて視察を行いました。同じく3目15節工事請負費の200万円は、台風被害を受けた野田地区の農地災害復旧工事費1件分です。こちらも現地にて視察を行っています。委員から、所有者及び管理者の負担は激甚災害を受けてのものか、との質問に、これは予算要求時点では基本の災害のガイドラインでの申請だが、激甚の指定を受けたので1割程度の負担減になるのでは、との説明でした。次に環境水道課関連です。歳出の4款2項1目13節委託料の205万8000円ですが、これは坂ノ上のごみ中継施設の外周部分の壁が損壊しており、長さ80メートルに渡り修繕を行うための設計委託料です。こちらも現地にて確認しております。

次に産業推進課関連です。歳出の7款1項2目8節の報償費90万円は、雇用促進奨励金として株式会社エムティーシー川南工場において3名の継続雇用があったため30万円の3名分を助成するものです。7款1項3目12節から17節までは、川南PAにおける地域活性化拠点施設整備事業に係るもので、建築確認申請に33万1000円、町有地部分の造成工事に864万円、登り側エリアの土地1,600平方メートル(駐車スペース9台分)を取得するために144万円をそれぞれ計上するものです。

次に建設課関連です。歳出の11款2項1目15節の工事請負費3800万円は、台風24号による道路災害復旧に係るもので、町道の鬼ヶ久保・勝司ヶ別府線2000万円、中里・高森線750万円、白髭原・竜ヶ脇線500万円、白髭・萱根線150万円、萱根・竜ヶ脇線400万円の5カ所です。11款2項5目15節の工事請負費360万円は、運動公園東側の斜面の一部が崩れ水路を埋めてしまっており、これを復旧するためのものです。町道復旧も含め現場及び写真にて確認をしました。討論はなく採決の結果、全員賛成で可決しました。

議案第72号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入歳出それぞれ248万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3107万6000円とするものです。歳出の1款1項1目15節工事請負費248万4000円は、通浜浄化センター周りのフェンスを新しくするための計上です。設置から25年が経過し、錆による劣化が激しかったことから更新時は錆びない材質のもので設置することです。討論はなく採決の結果、全員賛成で可決しました。

議案第73号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2451万円とするものです。歳出の1款1項1目15節工事請負費150万円は赤石地区の排水管を耐

震管へ敷設替えしているが、減圧層あたりの接続が複雑な構造で当初600万円ほど見込んだ予算の不足が見込まれるための計上です。討論はなく採決の結果、全員賛成で可決しました

議案第74号平成30年度川南下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出それぞれ593万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5138万1000円とするものです。歳出の1款1項1目15節工事請負費の556万2000円は、内訳として長期停電に備えて移動式の非常用発電機を1機購入し、また町内に6カ所あるマンホールに発電機と接続するための改修工事を行うための356万4000円と、新橋・中原にあるマンホールポンプは監視装置が旧タイプのため、新しい装置に改修するための199万8000円になります。討論はなく採決の結果、全員賛成で可決しました

議案第77号平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ38万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56万8000円とするものです。歳入の1款1項1目1節の使用料は用水使用量として、当初年間3,600立方メートルを見込んでいたが、上半期の動向を見て年間の使用量が増加することが見込まれたことから、年間10,800立方メートル見込みに増額修正するものです。歳出では1款1項1目11節から14節まで使用水量の増加による必要経費及びダム用水使用料を計上し、合計38万8000円の増額となります。使用件数は17件です。討論はなく採決の結果、全員賛成で可決しました。

議案第78号平成30年度川南町一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出それぞれ1億8134万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億6005万4000円とするものです。歳出の6款1項3目19節の負担金補助及び交付金2億4100万円のうち、農作物等自然災害緊急対策支援事業補助金6000万円は、国庫補助申請に間に合わない、また国庫補助が認められない被災農家を支援するためのもので、積算根拠としては畜産農家に対し30万円の100件分、園芸農家に対し30万円の100件分になります。補助率は3分の1で町単独事業になります。また、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金1億7500万円は、農畜産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び撤去を行うためのものです。内訳は畜産農家が21件で1億円、園芸農家が71件で7500万円となり、それぞれ補助率が2分の1で国の事業になります。同じく産地緊急支援事業補助金600万円は、営農再開、継続に向けた支援で種子、苗代など再開に要する経費を補助するものです。補助要件として生産部会等のグループ、又は3戸以上のグループになります。補助率は2分の1で国の事業になります。討論はなく採決の結果、全員賛成で可決しました。

以上、報告を終わります。

**○議長(川上 昇君)** 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第70号平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第70号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第70号平成30年度川南町一般会計補正予算(第6号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第71号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第71号平成30年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第72号平成30年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第73号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第73号平成30年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第74号平成30年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 75 号平成 30 年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 75 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 75 号平成 30 年度川南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 76 号平成 30 年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 76 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 76 号平成 30 年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 77 号平成 30 年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 77 号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第77号平成30年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号)については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号平成30年度川南町一般会計補正予算(第7号)について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第78号平成30年度川南町一般会計補正予算(第7号)については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、同意第2号教育長の任命についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に河野浩一君及び安藤洋之君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。  
異常なしと認めます。  
ただ今から投票を行います。  
順次投票願います。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
これから開票を行います。  
河野浩一君及び安藤洋之君、開票の立会をお願いします。

（ 開 票 ）

投票の結果を報告します。  
投票総数 12 票、そのうち賛成 7 票、反対 5 票。  
以上のおおり、賛成が多数であります。  
従って、同意第 2 号教育長の任命については、これに同意することに決定しました。  
議場の出入口を開きます。

日程第 17、陳情第 6 号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情についてを議題とします。

議会事務局長に朗読させます。

**○議会事務局長（山口 浩二君）** それでは、読み上げさせていただきます。

平成 30 年 11 月 12 日、介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情書。

陳情者、住所 宮崎市和知川原 2 丁目 25-1、氏名 宮崎県社会保障推進協議会会長 山田 秀一。川南町議会議長 川上 昇様。

介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情。

1. 陳情の趣旨。介護現場の人手不足を解決するために、介護従事者の賃金、労働条件を大幅に改善し介護の担い手確保のために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出していただきますよう陳情いたします。

2. 陳情の理由。昨年 2017 年介護報酬臨時改定で処遇改善加算の拡充が図られたものの、今年の改定では目立った対策は講じられませんでした。介護従事者と全産業平均との給与差（月で約 10 万円）を埋めるにはほど遠い状態です。処遇改善加算については、算定の対象となる職員の限定、手続きの煩雑さ、利用率への反映といった問題が改善されないまま推移

しています。処遇改善は、利用料の引き上げに直結する介護報酬ではなく一般財源で対応し、対象の拡大などの改善を図るべきだと考えます。

介護事業所では、担い手不足が慢性化、深刻化の一途をたどっています。施設を全室オープンできない、新規利用者を受けられないなどの事態も広がっており、地域の介護需要に答えきれない状況が生じています。介護福祉士の養成校では定員割れが続いており、養成課程の縮小や廃校を余儀なくされた学校もあります。

介護労働安定センター「2017年度介護労働実態調査」(回答 8,782 事業所)では、職員が不足していると回答した事業所が約3分の2(66.6%)で過去最高となり、特に訪問介護では82.4%の事業所が不足を訴えています。また福祉医療機構が特別養護老人ホームを対象にした調査(2018年2月調査、回答 628 施設)では、64.3%の施設が「職員不足」と回答し、このうち12.4%が「利用者の受け入れを制限している」と答えています。

第7期介護保険事業計画の集計では、2025年度はすべての都道府県で職員の需要数が供給数を上回ることが見込まれており、全国で33万7000人、宮崎県で3,609人の「供給不足」が予測されています。

こうしたことから、介護従事者の処遇を改善し、介護の担い手確保は、一刻も早く手だてを講じるべき課題であると考えます。

よって、国に対して、介護現場の人手不足を解決するために、介護従事者の賃金、労働条件を大幅に改善し介護の担い手確保のために実効性のある対策を講じることを求める意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

以上です。

**○議長(川上 昇君)** 以上で説明を終わります。

本陳情の取り扱いについては、質疑、委員会付託を省略し、ただちに討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

陳情第6号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第6号について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

全員起立であります。

従って、陳情第6号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情については、採択されました。

ここで、日程についてお諮りします。

ただいま、内藤逸子議員他2名から発議第1号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第1号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時16分休憩

-----  
午前11時26分再開

**○議長(川上 昇君)** 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。追加日程第1、発議第1号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

**○議員(内藤 逸子君)** 意見書案を読み上げまして、説明といたします。

介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書(案)。

昨年2017年介護報酬臨時改定で処遇改善加算の拡充が図られたものの、今年の改定では目立った対策は講じられず、介護従事者と全産業平均との給与差(月約10万円)を埋めるにはほど遠い状態である。

処遇改善加算については、算定の対象となる職員の限定、手続きの煩雑さ、利用料への反映といった問題が改善されないまま推移している。処遇改善は、利用料の引き上げに直結する介護報酬ではなく一般財源で対応し、対象の拡大などの改善を図るべきである。

介護事業所では、担い手不足が慢性化・深刻化の一途をたどっている。施設を全室オープンできない、新規利用者を受けられないなどの事態も広がっており、地域の介護需要に応えきれない状況が生じている。介護福祉士の養成校では定員割れが続いており、養成課程の縮

小や廃校を余儀なくされた学校も出ている。

介護労働安定センター「2017年度介護労働実態調査」(回答 8,782 事業所)では、職員が不足していると回答した事業所が約3分の2(66.6%)で過去最高となり、特に訪問介護では82.4%の事業所が不足を訴えている。また、福祉医療機構が特別養護老人ホームを対象にした調査(2018年2月調査、回答 628 施設)では、64.3%の施設が「職員不足」と回答し、このうち12.4%が「利用者の受け入れを制限している」と答えている。

第7期介護保険事業計画の集計では、2025年度はすべての都道府県で職員の需要数が供給数を上回ることが見込まれており、全国で33万7000人、宮崎県で3,609人の「供給不足」が予測されている。

こうしたことから、介護従事者の処遇を改善し、介護の担い手確保は一刻も早く手だてを講じるべき課題であると考えます。

よって、国に対して、介護現場の人手不足を解決するために、介護従事者の賃金・労働条件を大幅に改善し、介護の担い手確保のために実効性のある対策を講じることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出する。

平成30年12月13日、宮崎県川南町議会。

衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、厚生労働大臣 根本匠殿。

**○議長(川上 昇君)** 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

これから発議第1号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第1号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。

従って、発議第1号介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書については、可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第19、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成30年第6回川南町議会定例会を閉会します。

午前11時33分閉会